

訪問看護料金表(介護保険)

2026/06/01～

(1) 訪問看護料金表(介護予防) 2026/06/01 作成

飯塚市は地域区分が「7 級地」であるため下記表の単位数に 10.21 を乗じた金額のうち、介護保険負担割合(1 割～3 割)に基づいた額が自己負担となります。1 カ月の単位数の合計に地域区分単価を乗じて計算するため、サービス毎の自己負担額を合計した場合、小数点以下の端数処理の関係で請求書の金額とは差異が生じることがあります。

★看護師による訪問	単位数	1割	2割	3割
20分未満	303	309	618	928
30分未満	451	460	1104	1381
30分以上1時間未満	794	810	920	2432
1時間以上1時間30分未満	1090	1112	2225	3338

※早朝・夜間帯の料金は単位数に 25%増、深夜帯の料金は 50%増になります。

★理学療法士等による訪問	単位数	1割	2割	3割
20分以上	284	289	579	869
40分以上	568	579	1159	1739
60分以上	852	869	1739	2609

(2) 訪問看護料金表(要介護)

飯塚市は地域区分が「7 級地」であるため下記表の単位数に 10.21 を乗じた金額のうち、介護保険負担割合(1 割～3 割)に基づいた額が自己負担となります。1 カ月の単位数の合計に地域区分単価を乗じて計算するため、サービス毎の自己負担額を合計した場合、小数点以下の端数処理の関係で請求書の金額とは差異が生じることがあります。

★看護師による訪問	単位数	1割	2割	3割
20分未満	314	320	641	961
30分未満	471	480	961	1442
30分以上1時間未満	823	840	1680	2520
1時間以上1時間30分未満	1128	1151	2303	3455

※早朝・夜間帯の料金は単位数に 25%増、深夜帯の料金は 50%増になります。

★理学療法士等による訪問	単位数	1割	2割	3割
20分以上	294	300	600	900
40分以上	588	600	1200	1801
60分以上	882	900	1801	2701

※介護職員等処遇改善加算は1月につき所定単位数に 18/1000 を乗じた単位数を算定する。

◆該当者に加算(月1回)	単位数	1割	2割	3割			
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	574	586	1172	1758			
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	3	3	6	9			
特別管理加算(Ⅰ)	500	511	1021	1532			
特別管理加算(Ⅱ)	250	256	511	766			
退院時共同指導加算	600	613	1226	1838			
初回加算(Ⅰ)	350	357	714	1072			
初回加算(Ⅱ)	300	307	613	919			
ターミナルケア加算	2500	2552	5105	7657	1割	2割	3割
		複数名訪問看護加算(Ⅰ)			複数名訪問看護加算(Ⅱ)		
複数名訪問加算 30分未満	254	260	519	778	206	411	616
複数名訪問加算 30分以上	402	411	821	1232	324	648	971
長時間訪問看護加算 (1時間半以上の訪問)	300	307	613	919	307	613	919

※准看護師による訪問看護は時間別単位数に 90/100 を乗じた単位数を算定する。

※加算は介護予防と要介護で共通